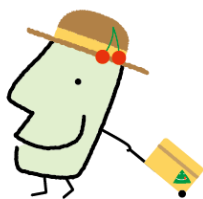


# PRESS RELEASE



山形県観光文化スポーツ部  
県民文化芸術振興課  
博物館・文化財保存活用室  
〒990-8570 山形市松波 2-8-1

令和7年10月24日

報道関係者各位

## 重要文化財（建造物）の新規指定について

文化庁から、令和7年10月24日（金）に開催された文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）において、建造物の指定等について、文部科学大臣へ答申した旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、答申のあった文化財は、官報で告示されることにより効力が発生します。（文化財保護法第28条）

### 1 指定の答申を受けた山形県内の建造物

こうとくいんかんのんどう

幸徳院観音堂（詳細別紙）（注）現在は県指定文化財

### 2 今回の答申件数等（建造物）

|     | 現在指定件数     | 今回答申件数<br>（新規指定） | 合計（現在指定件数と答申<br>件数との合計） |
|-----|------------|------------------|-------------------------|
| 山形県 | 30（1）      | 1（0）             | 31（1）                   |
| 全国  | 2,597（233） | 8（0）             | 2,605（233）              |

（注）全国の現在指定件数には、令和7年5月答申の未告示分の数を含む。

（ ）内は国宝の件数で、内数である。

### 3 詳細及び写真に関する照会先

米沢市教育委員会教育管理部 社会教育文化課 TEL：0238-22-5111

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



#### 【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課  
博物館・文化財保存活用室 室長補佐 齋藤  
TEL：023-630-3342 FAX：023-624-9908  
広報監 観光文化スポーツ部次長 丸子